

京都府吹奏楽連盟規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は京都府吹奏楽連盟と称し社団法人全日本吹奏楽連盟の会員となり関西吹奏楽連盟に属する。

第2条 (組織)

- 1 本連盟の事務局は朝日新聞京都総局内に置く。
- 2 本連盟は京都府小学校吹奏楽連盟、同中学校吹奏楽連盟、同高等学校吹奏楽連盟、同大学吹奏楽連盟、同職域一般吹奏楽連盟、(以下各連盟とする)をもって組織し各連盟に事務局を置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本連盟は吹奏楽を通じ情操の涵養を旨とし、併せて相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本連盟は目的達成のために下記の事業を行う。

- ① 演奏会の開催
- ② コンクール・コンテストの開催
- ③ 各種講習会の開催
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 役員・監事および事務局

第5条 (役員)

本連盟には次の役員を置く。

理事長1名、副理事長2名、事務局長1名、常任理事、及び理事とする。

第6条 (役員を選出)

- 1 理事長・副理事長および事務局長は常任理事会において互選する。
- 2 常任理事は各連盟の常任理事の中から当該連盟が選出した者とし、また、常任理事会が職務遂行に必要と認めた者を充てることができる。
- 3 理事は各連盟の常任理事をもって充てる。

第7条 (役員職務)

- 1 理事長は本連盟の業務を総理し本連盟を代表する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故があるときまたは欠けたとき、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理し、またその職務を行う。
- 3 事務局長は本連盟の総務部会を総轄する。
- 4 常任理事は常任理事会を組織し本連盟の運営を審議し執行する。
- 5 理事は第15条に定める総会を組織し、本連盟に関して協議運営をする。

第8条 (監事)

- 1 本連盟には監事2名を置く。

第9条 (監事職務)

- 1 本連盟の会計状況を監査し総会において報告する。

第10条 (役員任期)

- 1 本連盟の役員任期は2年とし再選を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第11条 (役員解任)

役員が次の各号の一に該当する時は常任理事会において4分の3以上の議決により解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 会費

第12条 (会費)

- 1 各連盟は別に定める会費を本連盟に納入する。
- 2 会費のうち一部は関西吹奏楽連盟に納入する。
- 3 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

第5章 会長・副会長および顧問等

第13条 (会長)

- 1 本連盟に会長・副会長を置くことができる。
- 2 会長・副会長は総会の議決により推戴する。

第14条 (顧問等)

- 1 本連盟に顧問等を置くことができる。
- 2 顧問等は常任理事会においてこれを推薦し理事長が委嘱する。
- 3 顧問等は常任理事会または理事長の諮問機関とする。

第6章 会議

第15条 (総会・三役会および常任理事会)

- 1 総会は理事長が招集し本連盟の理事をもって構成する。本会議は本連盟の事業及び予算決算、その他重要と認められる事項を審議する。
- 2 三役会は理事長が招集し理事長、副理事長および事務局長をもって構成する。本会議は本連盟に関する重要事項を審議する。
- 3 常任理事会は理事長が招集し三役及び常任理事をもって構成する。本会議は本連盟の運営を審議する。
- 4 各会議においては、理事長が必要と認められる者の出席を求めることができる。

第7章 部局

第16条 (部局)

- 1 本連盟の事業に関する協議運営のため、第17条に定める各部局を置く。
- 2 構成員は常任理事会が推薦し、理事長がこれを任命する。
- 3 各部局会は副理事長及び事務局長がこれを招集する。

第17条 (業務分担)

各部局の業務分担は次の通りとする。

- ① 事業部 主として育成、普及に関する事項。
- ② 総務部
事務局 主として渉外、事務に関する事項。
会計局 主として会計に関する事項。

第8章 付則

第18条 本規約の規定にない事項については常任理事会において審議・決定する。

第19条 本規約の改定は常任理事会において審議し、総会において承認する。

1955年3月10日	制定	1971年4月24日	改定
1959年5月23日	改定	1974年6月12日	改定
1961年4月22日	改定	1993年4月1日	改定
1964年4月16日	改定	1999年4月1日	改定
1966年4月15日	改定	2001年4月1日	改定
		2002年4月1日	改定
		2003年4月1日	改定